

秋田市立外旭川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・ いじめは、卑怯な行為であり、人間として絶対に許されないこと
- ・ いじめは、国の法律にも違反する行為であること
- ・ いじめは、どの子にも、また、学校の内外を問わず起こりうるものであること
- ・ いじめは、アンテナを高くはり、見ようとしなければ見えないこと
- ・ いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・ いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- ・ いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・ いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題であること

(3) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。

- ① いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月以上継続していること。
- ② いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（面談等により確認する。）

本校では、以上ような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、さらに、困ったことを声に出せない子どもの見取りも大事にしながら、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に親身になって寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促す指導を行い、いじめが解消し子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで全校体制で支援に努めます。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

管理職のリーダーシップのもと、国の基本方針、秋田市いじめ防止基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「外旭川小学校いじめ防止基本方針」として定め、適宜見直しを図ります。

3 いじめ防止・対策委員会の設置

特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するため、複数の教職員のほか、外部専門家等により構成されるいじめの防止等のための組織を置きます。

①組織

管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、広域カウンセラー、学校運営協議会委員、PTA会長・副会長により「外旭川小いじめ防止・対策委員会」を組織します。

②役割

○いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

○いじめの相談、通報の窓口

○いじめの疑いに係る情報があった際の緊急会議の実施

- ・いじめの情報の把握と共有
- ・関係する子どもへの事実関係の聴取、精査
- ・指導や支援の体制の構築
- ・対応方針の決定と保護者との連携

○取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・計画通りに進んでいるかのチェック
- ・対処がうまくいかなかった事案の検証
- ・必要に応じた計画の見直し

4 いじめの未然防止のための取組

いじめについては、問題がないときにこそ力を入れて指導します。子ども一人ひとりの規範意識を高めるために、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図ります。さらに、学校や学級での自分の役割と責任の自覚を促し、集団としての達成感や成就感を味わうことができるように、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の成長を実感し、一人ひとりが活躍できる「分かる授業・活躍できる授業」づくりに取り組みます。

(1) いじめ防止に係る基本方針の共通理解と周知

- ・「外旭川小学校いじめ防止基本方針」や取組について全教職員で共通理解を図り、学校全体で未然防止に努めます。
- ・「外旭川小学校いじめ防止基本方針」やいじめ対策委員会の存在、取組等について学校ホームページ等で周知を図ります。

(2) 「いじめのない学級づくり」の推進

- ・「いじめとはどういうものか」「いじめによってどうなるのか」を考え、いじめは絶対に許されるものではないことを一人ひとりが強く意識できる授業等を行います。
- ・温かさと絆の深まる学級活動等を行い、教師自身の言動にも留意しながら、一人ひとりの子どもとのつながりを大切にします。

(3) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・授業参観等で道徳の授業を保護者や地域の方に公開し、学習内容や感想などを保護者とやりとりしながら、子どもの様子についての情報交換に努めます。
- ・PTAの学級懇談や学校保健委員会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・関係機関の専門家を招いた講演会などを実施します。

(4) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力してめあてを達成する喜びを味わうことができるように、修学旅行、まんたらめ宿泊学習、郷土探訪学習、外小まつり等の活動の充実を図ります。

(5) 子ども主体のいじめ防止の取組

- ・いじめ問題について道徳の時間、学級活動、児童会活動等で話し合いをするなど、子ども一人ひとりがいじめ防止について主体的に考える機会を設けます。
- ・年間を通じて「あいさつの響き合う学校」をめざし、子ども主体の取組を実施するとともに、保護者や地域の方とのつながりを深める活動を進めます。

- (6) 「分かる授業・活躍できる授業」づくりの推進
 - ・一人ひとりが、満足感や達成感を味わうことができるように、1単位時間の中に全員が活躍できる場面を設定したり、一人ひとりの学習状況に応じた指導を組み入れたりしながら生徒指導の三機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を生かした「分かる授業・活躍できる授業」づくりを進めます。
- (7) 日常的な関わりをとおした児童理解
 - ・子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりをとおした児童理解に努めます。
- (8) 特に配慮が必要な子どもへの特性や心情に配慮した適切な支援の充実
 - ・発達障害や性同一性障害のある子ども、海外からの帰国など外国につながる子ども、大きな災害で避難した子どもなど、特に配慮が必要な子どもに対して適切な支援を行います。
- (9) 情報モラル指導の充実
 - ・LINE等によるネットトラブルの防止に向け、道徳の授業や学級活動において情報モラルについてふれる機会を設け、指導を行います。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 複数の教職員による日常の観察等をとおし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。
- (2) 年5回（5月、7月、9月、12月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。
- (3) 学習ノート等へのふれあいメッセージで子ども一人ひとりと学級担任等とのコミュニケーションを深め、相談しやすい環境と信頼関係を構築します。
- (4) 子どもに対して夏、冬の長期休業前に、学級担任が一人ひとりとの面談をし、悩みや不安等を聞き取ります。
- (5) 保護者に対して年2回（7月；全保護者、12月；希望の保護者）の教育相談をし、子どもの様子を聞き取ります。
- (6) 学級担任以外にも、教頭、学年主任、養護教諭、生徒指導主事等が子どもや保護者の窓口になることを周知し、安心して相談できるようにします。
- (7) 子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「外旭川小いじめ防止・対策委員会」において、その情報を共有します。

6 いじめの組織的対応

トラブル等が発生した場合、学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討

- ・「外旭川小いじめ防止・対策委員会」で、発生したいじめに対して教師の役割分担や今後のスケジュールなどを決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どの程度）を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行います。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、継続した心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促すとともに、継続した心のケアを図ります。

(3) 組織的な指導・支援

- ・状況に応じて広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・関係の保護者にはいじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 対応の記録の蓄積および学校間、学年間での情報の引継ぎ

- ・いじめの発見から対応、解消に至るまでの経緯を記録、蓄積し、再発防止のために学校間、学年間での情報の引継ぎを確実にを行います。

7 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどをとおり、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) いじめ防止に係る基本方針の存在と取組の周知

- ・「外旭川小学校いじめ防止基本方針」やいじめ対策委員会の存在、取組等について学校ホームページ等で周知を図ります。

(2) 生徒指導だより等による情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者からの情報や相談を受け、ともに考えるようにします。

(3) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(4) 講演会等の実施

- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

(5) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの様子を紹介します。

(6) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

(7) 児童センター・クラブとの情報交換

- ・児童センター・クラブに職員が出向き、子どもの様子を見取るとともに、センター・クラブの厚生員、支援員と情報交換をします。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処と調査

次のような重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

- ・ 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

※子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

(2) 教育委員会または学校による調査

- ・ 重大事態が発生した際には、教育委員会が調査の主体を判断します。
- ・ 教育委員会が調査する場合は「秋田市いじめ対策委員会」を、学校が調査する場合は「外旭川小いじめ防止・対策委員会」を活用します。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施します。

(3) 第三者機関としての「秋田市いじめ対策委員会」による調査

- ・ 教育委員会および外旭川小学校は、「秋田市いじめ対策委員会」に協力する必要があります。

(4) 調査結果の提供および報告

- ・ 主体となった調査組織は、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、対応方針について共通理解を図ります。
- ※調査結果の公表については、いじめを受けた子どもおよびその保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を総合的考え、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することとします。
- ・ 教育委員会および学校は、調査結果を踏まえ必要な措置を講じます。

9 年間計画

※印…外部からの委員を招集する「いじめ防止・対策委員会」

月	生徒指導関連 学校行事 各学年の活動 等	委員会等
4 月	○前学期始業式～1年間の生活についての生徒指導 「外旭川の子どもたち」配付 ○全校PTA～各学級年間1回の道徳授業 ○大型連休に向けての生徒指導	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
5 月	◆生活アンケート①→分析（C）	生徒指導部会 <u>第1回子どもを語る会</u> いじめ防止・対策委員会
6 月	○修学旅行（6年） ○宿泊学習（5年）	生徒指導部会 ※いじめ防止・対策委員会 (生活アンケート①分析結果をもとに)
7 月	◆生活アンケート②（C） ○外小まつり ○児童個人面談 保護者教育相談（A） ○夏休みに向けての生徒指導「夏休みの暮らし」配付	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
8 月	○小中合同学校保健委員会 (外部専門家の講演会等)	
9 月	◆生活アンケート③（C）	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
10 月	○郷土探訪学習（5・6年） ○学習発表会	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
11 月		生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会 <u>第2回子どもを語る会</u>
12 月	◆生活アンケート④（C） ○児童個人面談（A） ○PTA～各学級年間1回の道徳授業 ○保護者教育相談 ○冬休みに向けての生徒指導「冬休みの暮らし」配付	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
1 月		生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
2 月	◆生活アンケート⑤→分析（C） ○PTA～各学級年間1回の道徳授業	生徒指導部会 いじめ防止・対策委員会
3 月	○春休みに向けての生徒指導「春休みの暮らし」配付	生徒指導部会 ※いじめ防止・対策委員会 (生活アンケート⑤分析結果をもとに)

P (Plan) → D (Do) → C (Check) → A (Action) サイクル

あらゆる教育活動を通して計画（P）を実行（D）し、年5回の生活アンケートでその結果を分析・評価（C）します。それを受けて児童個人面談や保護者教育相談等で改善（A）を図ります。この流れを繰り返し、継続的に改善を試みます。